

オペレーショナル・リスクに係る 標準的手法の見直し案

「基礎的手法」「粗利益配分手法」を廃し、 新手法の導入を提案

金融庁 総務企画局

参事官（国際担当） 長岡 隆

監督局 総務課 健全性基準室

課長補佐 河内 茂雄

バーゼル銀行監督委員会（以下「バーゼル委」）は昨年10月6日、オペレーショナル・リスクの標準的手法の見直しに関する市中協議文書を公表した（コメント期限は本年1月6日で終了）。本市中協議文書では、オペリスク計測の標準的手法（非モデル手法）について、現行の「基礎的手法（BIA）」「粗利益配分手法（TSA）」を廃止し、これらを統合するかたちで、新しい標準的手法（*Common Standardized Approach*）を導入することが提案されている（注1）。本稿では、本市中協議文書が提案している新しい標準的手法（以下「新標準的手法」）の概要等について説明する。なお、本稿における意見などは執筆者の個人的見解であり、必ずしも金融庁の公式な見解を表わすものではない。

提案の背景

今回の市中協議文書の公表に至った背景には、バーゼル委が、今次金融危機の反省から、信用・市場・オペの各リスクカテゴリーについて標準的手法を含めたりスルク計測手法の見直しを進めていることがある。

オペリスクに関しては、①粗

利益の水準にに応じて比例的にオペ損失が増加するという考え方が実態と合っていない、②BIA・TSAによるオペリスクの推計が過小評価である、③（TSAについて）オペ損失の実績からはビジネスライン間で差異を設ける有意な差がみられない、④リスク感応度が低い、⑤オペリスクの標準的手法が複数存在

するため、簡索性や比較可能性を阻害している、等の問題点が指摘されてきた。

また、もう一つの要因としては、バーゼルⅡが国際的に合意されてから約10年が経過し、オペリスク管理の経験やオペ損失データの蓄積が進んだため、バーゼルⅡ策定時には必ずしも実施できなかった精密な水準設定

等が可能となつていていることがある。なお、バーゼル委では、今回の市中協議文書の公表に先立つて定量的影響度調査（QIS）を実施しており、金融機関から得られたデータは水準設定時に活用されることになる（注2）。

こうしたなかで、バーゼル委

傘下のオペリスク部会（議長…日本銀行金融機構局・足立光年企画役）において標準的手法の見直しに係る議論が行われ、同部会での検討の結果が今回の市中協議文書として公表されたものである。

市中協議文書の内容

■新標準的手法の概要

新標準的手法の特徴としては、
 ①オペリスクの代理変数の変更、
 ②掛け目の変更の2点があげられる（図表1）。
 ① B I（Business Indicator）の採用
 オペリスクの代理変数として、
 現行の標準的手法では粗利益を使用している。もともと、今次金融危機時においては、オペ損失が増加しているにもかかわらず、粗利益が減少したためにオペリスク資本額が減少した事例が多くみられるなど、粗利益の代理変数としての機能が疑問視されるに至った。
 このため、新標準的手法では、新たに銀行のビジネス規模に対応する「B I（Business Indicator）」をオペリスクの代理変数として採用している（図表2）。B Iは、資金利益に対応する「金利区分」、「役務取引等収益＋同費用」および「その他業務収益＋同費用」に対応する「サービス区分」、そして「銀行勘定のネット損益の絶対値」および「トレーディング勘定のネット損益の絶対値」に対応する「金融取引区分」から構成される。

〔図表1〕 現行手法と新標準的手法の比較

現行手法			新標準的手法	
基礎的手法（B I A）	粗利益 × 15%		標準的手法	新指標（B I） × 銀行のビジネス規模に応じた異なる掛け目
粗利益配分手法（T S A）	8つのビジネスラインごとの粗利益 × ビジネスラインごとに設定された掛け目（12～18%）			

（出所）金融庁、日本銀行による説明会資料（図表2、3も同じ）
<http://www.fsa.go.jp/inter/bis/20141009-2.html>

れる。粗利益との対比では、損益をグロス・ベースで計算しているほか、各区分の絶対値を採用することにより、銀行の規模をより直接的に反映するよう工夫

〔図表2〕 粗利益とB Iの構成要素の比較

		粗利益	B I（Business Indicator）
金利区分	資金利益	資金運用収益－資金調達費用	（資金運用収益－資金調達費用）の絶対値
サービス区分	役務取引等利益	役務取引等収益－役務取引等費用	役務取引等収益＋役務取引等費用
	その他業務利益	その他業務収益	その他業務収益＋その他業務費用
金融取引区分	銀行勘定	（含まない）	銀行勘定のネット損益の絶対値
	トレーディング勘定	トレーディング勘定のネット損益	トレーディング勘定のネット損益の絶対値
その他	その他	受取配当金	（含まない）

（注）1. 「B I（Business Indicator）」の下線は「粗利益」からの変更点。
 2. 各項目は必ずしも日本の会計科目と同一ではない。
 3. 「その他業務利益」には他の項目でカウントしているものは含まれない。

夫されている。

②掛け目の設定

現行の標準的手法においては、オペ損失は粗利益に比例すると前提のもと、銀行の規模にかかわらず一定の掛け目を乗じている。また、T S Aにおいてはビジネスラインごとに損失発生確率が異なるとの前提のもと、ビジネスラインごとに異なる掛け目を設定している。もともと、過去の実績に基づく調査では、オペ損失は銀行の規模に対して非直線的に増加しているほか、ビジネスラインごとに差を設けることに合理性が乏しいことが指摘されている。

このため、新標準的手法においては、B Iの金額に応じて異なる掛け目を採用することにより、B Iの増加に対して非直線的にオペリスク資本額が増加する枠組みを採用している。ただし、B Iのわずかな変動による掛け目の大幅な変動（いわゆる「Cliff Effect」）を回避するため、閾値を上回る部分のみに新しい掛け目を適用する「レイヤード・アプローチ」が採用されている点に留意が必要である

（図表3）。

このほか、新標準的手法では、現行のT S Aで採用されているビジネスラインごとの区別を廃止することも提案されている。

■今後の検討課題

本市中協議文書では、前記の提案以外にも、今後の検討課題として①高（低）マージンの調整、②定性的基準の導入の2点が示されている。

①高（低）マージンの銀行等への対応

マージンとは、金利区分における運用金利と調達金利の差をさす。市中協議文書では、マージンが大きい（小さい）銀行では金利区分が非常に大きく（小さく）なるとの問題意識から、これらの銀行の金利区分の調整（Q I Sに基づき設定する調整計数を乗じる）を検討するとしている（注3）。また、同様の問題意識から、サービスク区分が大きい先についても同種の調整を検討するとしている。

これらの変更点、とくに低マージン先への調整については、資本賦課の合理性等を慎重に検討すべきとの意見が聞かれてお

り、こうした意見もふまえながら、今後の検討に参画していきたい。

②定性的基準の導入

現行のT S Aでは、承認要件として定性的基準（銀行告示308条参照、注4）が設けられているが、新標準的手法は、「エントリレーベル」（承認を要せずに無条件に用いることができる）の手法であり、オペリスク管理態勢の整備等の定性的要件を一律に承認要件として求めることは適切ではない。このため、市中協議文書では、T S Aが将来的に廃止された場合に定性的基準がなくならないよう、暫定案として、国際的に活動する大規模な金融機関（large internationally active banks）に対して、第2の柱（注5）に基づく定性的要件を導入することが提案されている（注6）。

当庁としては、現行の定性的要件の存在に鑑みて、リスク管理高度化の観点からならんかの定性的要件が必要と考えており、適用対象や内容が適切なものとなるよう、今後の検討に参画していきたい。

〔図表3〕 レイヤード・アプローチを採用した場合のバケット区分と掛け目（暫定）

区分	B Iの水準	限界的な掛け目	B Iの総額に対する掛け目の幅
1	1億ユーロ以下	10%	10.0%
2	1億ユーロ超10億ユーロ以下	13%	10.0～12.7%
3	10億ユーロ超30億ユーロ以下	17%	12.7～15.6%
4	30億ユーロ超300億ユーロ以下	22%	15.6～21.4%
5	300億ユーロ超	30%	21.4～約30.0%

（注） 掛け目は暫定値であり、Q I Sの結果次第で変更される可能性があることに留意が必要。

銀行への影響

今回の市中協議文書が提案どおり実施される場合、一般論としては、①レイヤード・アプローチにより、B Iが小さい小

規模な銀行に相対的に有利になる（逆に、大規模な銀行に相対的に不利になる）ほか、②TSAにおける掛け目の低いビジネスライン（リテール等）の比重が高い銀行が相対的に不利になる、といった影響があると考えられる。

また、今回の提案は、BIA・TSAの変更であり、先進的手法（AMA）採用先に直接の影響は及ばないものの、AMA採用先がBIA・TSAを部分適用（銀行告示319条）している場合には当然影響が及ぶほか、かりに新標準的手法がAMAのフロアとなる場合には、AMA先の自己資本比率に影響を与える可能性がある点には留意が必要である（注7）。

今後、本市中協議文書のコメント期間に寄せられたコメントやQISの結果を参照しつつ、新標準的手法の最終化が図られる。もっとも、標準的手法については、オペリスク以外に信用リスク等でも見直しの議論が進んでおり、標準的手法全体としての最終的な水準や適用開始時期の確定にはやや時間がかかる

可能性がある。

国内規制への影響

■国際統一基準行向け規制への影響

バーゼル合意の直接的な対象となっている国際統一基準行に對しては、国際合意の内容を国内規制に反映する必要がある。このため、国際合意の確定後に、本合意の実施時期をふまえ、告示の改正等に取り組む予定である。

■国内基準行向け規制への影響

国内基準行はバーゼル合意の対象外であり、本市中協議文書の影響は直接的には及ばないものの、バーゼル合意は、広く銀行一般の健全性を測る指標として、一般預金者や市場参加者からの信認を受けていることから、その趣旨をふまえながら、金融機関の健全性の確保に資することが望ましい。一方、わが国の実情を十分ふまえながら、金融仲介機能が発揮されることにも配慮する必要がある、そのような観点から、国内基準行への適用のあり方について検討していく予定である。

（注）1 国際合意においては、BIA・TSAのほかにも、各国裁

量でASA（代替的標準的手法）の採用が認められているが、本邦では採用されていない。

2 QISにあたっては、本邦金融機関の一部にもご参加をいただいた。ご協力に心から御礼申し上げます。

3 こうした問題意識はバーゼルIIでも考慮されており、ASA（注1参照）は高マージン先について、オペリスク資本額が過大となることを抑制する枠組みとなっている。

4 銀行法14条の2の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（06年金融庁告示19号）。

5 バーゼル規制の枠組みは、第1の柱（最低所要自己資本比率）、第2の柱（銀行の自己管理と監督上の検証）および第3の柱（開示を通じた市場規律）から構成されており、第2の柱では、銀行の実施状況を当局が確認し、必要に応じて追加対応を求めることが想定されている。

6 定性的要件の内容は市中協

議文書のAnnex4を参照。なお、バーゼル委が2011年に公表した「健全なオペレーション・リスク管理のための諸原則」については、これまでと同様に、すべての銀行に対して（各行の業務の性質等を考慮に入れたうえで）適用され、諸原則の遵守が推奨されている点に留意が必要である。

7 昨年末に公表された資本フロアに係る市中協議文書では、モデル手法のフロアとして標準的手法を採用することが検討されている（資本フロアに係る市中協議文書については、金融庁・日本銀行の説明会資料を参照（<http://www.fsa.go.jp/inter/bis/20141224-2.html>））。

ながおか たかし
91年東京大学法学部卒、大蔵省入省。95年コロンビア大学経営大学院修了（MBA）、14年7月から現職。

かわうち しげお
02年東京大学法学部卒、04年同大学院法学政治学研究課修了（修士）、08年ノースウェスタン大学修了（LL.M）、14年8月から現職。

02年東京大学法学部卒、04年同大学院法学政治学研究課修了（修士）、08年ノースウェスタン大学修了（LL.M）、14年8月から現職。